

○富里市市街化調整区域で定めた地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

令和3年9月22日規則第36号

富里市市街化調整区域で定めた地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富里市市街化調整区域で定めた地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和3年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市の地域振興又は観光施策に寄与する建築物)

第2条 建築主は、七栄北大溜袋流通業務地区地区計画及び酒々井インターチェンジ周辺地区地区計画が定められている区域において、店舗、飲食店、展示場その他これらに類するもので、市の地域振興又は観光施策に寄与すると認められるものを建築するときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める申請等の手続を行う前に、地域振興・観光施策照会書（別記第1号様式）を市に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による照会があったときは、市の関係計画と照合し、その結果を地域振興・観光施策確認通知書（別記第2号様式）により、建築主に通知するものとする。

(壁面の位置の制限を受けない建築物等)

第3条 条例第8条の規定により規則で定める建築物及び建築物の部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 地盤面下の建築物
- (2) 上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用に供する建築物
- (3) 軒とこれを支える柱
- (4) 建築物の管理上必要最小限の附帯施設

(特例許可申請)

第4条 条例第11条第1項の規定による許可を受けようとする者は、地区計画区域内特例許可申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可した場合は、地区計画区域内特例許可通知書（別記第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年10月 1 日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

地域振興・観光施策照会書

年 月 日

富里市長

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

富里市市街化調整区域で定めた地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記について地域振興又は観光施策に寄与すると認められるものか確認したいので照会します。

記

建 築 主	住 所			
	氏 名			
	電 話 番 号			
申 請 地	地 名 地 番			
	地区計画名称			
敷地面積				
主要用途				
建 築 物	構 造		階 数	
	建 築 面 積		延 床 面 積	
工事予定	年 月 日 から 年 月 日まで			
事業内容 (地域振興又は観光振興に関する理由)	☐ 地域振興		☐ 観光施策	
添付図書				

第2号様式（第2条関係）

第 年 月 日 号

様

富里市長



地域振興・観光施策確認通知書

年 月 日付けで照会のありました計画について、下記のとおり確認したので、富里市市街化調整区域で定めた地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第2条第2項の規定により通知します。

記

申請地	地名地番	
	地区計画名称	
主要用途		
事業内容 (地域振興又は観光振興に関する理由)	☐ 地域振興	☐ 観光施策
確認結果 及び理由	地域振興	☐ 寄与する ☐ 寄与しない
	観光施策	☐ 寄与する ☐ 寄与しない
担当課	主管課等名	
	班等名	
	電話番号	
備考		

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日

の翌日から起算して3か月以内に、富里市長に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において富里市を代表する者は富里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第4条関係）

地区計画区域内特例許可申請書

年 月 日

富里市長

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

富里市市街化調整区域で定めた地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第11条第1項の規定による適用除外に関する許可を受けたいので、富里市市街化調整区域で定めた地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

建築主	住所			
	氏名		電話番号	
代理人	住所			
	氏名		電話番号	
申請地	地名地番			
	地区計画名称			
主要用途				
工事種別				
工事予定		年 月 日 から 年 月 日まで		
敷地面積				
建築物等	構造		階数	
	最高の高さ		壁面線の位置	
	建築面積			
	延床面積			
申請内容	適用除外申請項目			
	申請理由			
備考				

第4号様式（第4条関係）

許可番号第 号

許可年月日 年 月 日

様

富里市長



地区計画区域内特例許可通知書

年 月 日付けで、申請のありました地区計画区域内の特例について、適用除外に関する許可をすることに決定しましたので、富里市市街化調整区域で定めた地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

許可条件				
建築主	住所			
	氏名		電話番号	
代理人	住所			
	氏名		電話番号	
申請地	地名地番			
	地区計画名称			
主要用途				
工事種別				
工事予定		年 月 日 から 年 月 日まで		
敷地面積				
建築物等	構造		階数	
	最高の高さ		壁面線の位置	
	建築面積			
	延床面積			
申請内容	適用除外申請項目			
	申請理由			